

清水天然ガス発電所環境影響評価方法書審査 想定スケジュール

| 日付 | 内容 | 県 | 市 |
|-----------|--|--------------------------|---|
| 8月24日(月) | 方法書送付(静岡県、静岡市) 事業者が方法書を関係自治体へ提出(法第6条) | 方法書受理 | 方法書受理 ① 縦覧場所(3区役所)へ送付 ② 審査会委員へ送付 ③ 二役情報提供、関係各課等へ送付 (環境保全課、産業政策課、清水港振興課、都市計画課、建築総務課、企画課、財政課) |
| 8月25日(火) | 方法書公告・縦覧開始 縦覧期間: 8/25(火)~9/25(金) 縦覧箇所: 県庁(交通基盤部) 市(3区市政情報コーナー) 事業者 | | 関係課からの意見聴取(~9/11) |
| 9月9日(水) | 方法書説明会(※事業者開催) 会場: 清水文化会館(マリナート) 時間: 18時00分~20時00分まで 対象: どなたでも | | ※ 広報しずおか 9/1号でお知らせ(方法書説明会) |
| 9月13日(日) | 方法書説明会(※事業者開催) 会場: 静岡県労政会館 時間: 13時30分~15時30分まで 対象: どなたでも | | 9月14日(月) 環境影響評価審査会(第2回) ・清水天然ガス発電所アセス手続について(事前) → 事業概要、スケジュール等説明 → 方法書配布 |
| 9月25日(金) | 方法書公告・縦覧終了 | | 10月上旬 環境影響評価審査会(第3回) ・清水天然ガス発電所アセス手続について(事前) → 現地視察、事業者説明 |
| 10月9日(金) | 方法書に対する意見提出〆切 (意見概要書作成: 事業者) | 10月中旬 静岡県環境影響評価審査会 ① | 10月中旬 委員からの意見聴取 |
| 10月23日(金) | 意見概要書の提出(知事へ)及び公表 | 意見概要書の受理 ★知事→市長へ意見照会 | 10月中下旬 市の意見(案)作成 意見概要書の受理 知事から意見照会 |
| | ※90日以内に 知事意見提出 | | 10月下旬 環境影響評価審査会(第4回) ・清水天然ガス発電所アセス手続について → 諮問、答申案協議 ※メール等による意見調整 (10月下旬~11月初旬) |
| | | 11月中旬 静岡県環境影響評価審査会 ② | 11月上中旬 環境影響評価審査会 ・清水天然ガス発電所アセス手続について → とりまとめ、答申案について 11月中旬 審査会から市長へ答申 二役説明 → 事業決裁 |
| | | | 11月下旬 ★市長意見提出→知事へ 市長意見受理 |
| | | 12月中旬 静岡県環境影響評価審査会 ③ | |
| 平成28年 | | 1月中旬 静岡県環境影響評価審査会 ④ | |
| 1月20日(水) | | 知事に答申 → 県意見調整 ★知事意見提出 | 市長コメント |